

高鍋町告示第4号

令和6年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月27日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和6年3月4日(月)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
田中 義基君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
古川 誠君	永友 良和君

○3月6日に応招した議員

同上

○3月15日に応招した議員

同上

○3月18日に応招した議員

同上

○3月19日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和6年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第2号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第5号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第11 議案第6号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第7号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第8号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第9号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第10号 国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
- 日程第16 議案第11号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部

改正について

- 日程第21 議案第16号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第22号 高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第23号 高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第29 議案第24号 令和6年度高鍋町一般会計予算
- 日程第30 議案第25号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第36 議案第31号 令和6年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第37 議案第32号 令和6年度高鍋町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 教育委員会委員の任命について

- 日程第6 同意第2号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第5号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第11 議案第6号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第7号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第8号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第9号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第10号 国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う
規約の廃止について
- 日程第16 議案第11号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部改正について
- 日程第18 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
改正について
- 日程第21 議案第16号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第22号 高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制
定について
- 日程第28 議案第23号 高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第29 議案第24号 令和6年度高鍋町一般会計予算

- 日程第30 議案第25号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
 日程第31 議案第26号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第32 議案第27号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
 日程第33 議案第28号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算
 日程第34 議案第29号 令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
 日程第35 議案第30号 令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
 日程第36 議案第31号 令和6年度高鍋町水道事業会計予算
 日程第37 議案第32号 令和6年度高鍋町下水道事業会計予算

出席議員（14名）

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 宮本 敦子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 小山 圭一君
教育長 …………… 島埜内 遵君	代表監査委員 …………… 三輪 見敏君
農業委員会会長 …………… 坂本 弘志君	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君	建設管理課長 …………… 吉田 聖彦君
農業政策課長 …………… 濱本 明俊君	農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 山下 美穂君	
会計管理者兼会計課長 ……………	鳥取 和弘君
町民生活課長 …………… 日高 茂利君	健康保険課長 …………… 濱本 生代君

福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 渡部 忠士君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 岩佐 康司君

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から令和6年第1回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） おはようございます。令和6年第1回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る2月28日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員会全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、同意第1号教育委員会委員の任命について外同意についてが3件、諮問第1号人権擁護委員の推薦について、議案第5号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）、議案第6号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）外特別会計等補正予算3件、議案第10号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について、議案第11号高鍋町課設置条例の一部改正について外条例の一部改正が9件、議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について外条例の制定が2件、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算、議案第25号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算外特別会計等予算が7件の合計33件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めましたが、質疑は特になく、その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日3月4日から3月19日までの16日間で行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、14番、緒方直樹議員、1番、日高正則議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告、議員派遣の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

次に、定期監査結果報告を求めます。三輪見敏代表監査委員。

○代表監査委員（三輪 見敏君） それでは、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして、監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、令和6年2月27日付で町長、町議会議長、教育委員会教育長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

まず第1に、監査の種類でございますが、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査でございます。

第2に、監査の対象でございますが、記載の各課における令和2年度、令和3年度、令和4年度、町単独補助金交付の執行についてでございます。

第3に、監査の期間でございますが、令和6年2月5日から令和6年2月7日まで、実質監査日数3日間でございます。

第4に、監査の着眼点及び実施内容についてでございますが、補助金につきましては、地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されております。その公益性は、地方公共団体の責任において判断されることから、絶えず必要性が検証され、その結果が反映されるべきであります。

また、補助金は公金である以上、常に予算執行において厳正な対応が求められるものであります。

さらに、税が財源であることを認識し、補助金が補助目的に従って使用されているか、真に効果が認められるとともに交付条件が遵守されているかなど、行政として絶えず把握することが求められます。

以上のことから、次のアからオのことを主眼に実施いたしました。

監査の実施に当たりましては、補助金に係る予算の写し、補助金交付台帳及び交付に関する全ての関係書類の提出を求め照査を行うとともに、必要に応じて関係課職員に説明を求めました。

あわせて、抽出により補助を受ける団体から経理を証明する書類等の提出を求め、照合しました。

なお、本監査は高鍋町監査基準に基づき実施しました。

第5に、監査の結果についてでございますが、補助金交付に係る事務については、予算執行は目的に合致しており、補助金の交付に関する規則及び補助金交付要綱等に準拠して適正に執行され、経理を証明する書類等の管理も適正であることを認めました。

また、実績に基づく効果の判定、見直しも定期的に行われていることを確認しました。

今後とも、引き続き適正な補助金交付事務の執行に向けて、分析、評価、検討に取り組

まれるよう要望いたします。今回の監査対象となった町単独補助金は別表のとおりでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆さん、おはようございます。令和5年12月1日から令和6年2月29日までの主な政務について、御報告申し上げます。

まず、九州オルレフェア・宮崎・小丸川コースについてでございますが、12月2日土曜日、木城町の比木神社から鳴野浜まで13.8キロのコースで開催されました。当日は天候にも恵まれ、町内外から約80名が参加し、百済王伝説ゆかりの自然豊かなコースを楽しみながら歩きました。今後も本コースのPR等に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書締結式についてでございますが、12月8日金曜日、高鍋町役場において執り行いました。災害発生時にボランティア活動を円滑に進めるための拠点となる災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会様と締結いたしました。今回の協定締結により、災害発生時に必要な情報の共有等が図られ、被災者への速やかな生活支援につながるものと期待しております。

次に、キッズ健幸アンバサダー養成講座についてでございますが、12月14日木曜日に東小学校において、15日金曜日に西小学校においてそれぞれ開催いたしました。小学生に運動の楽しさや大切さを感じてもらい、身近な大人に伝えてもらうことを目的に開催し、陸上教室では、2008年北京オリンピック男子400メートルリレー銀メダリストの朝原宣治さん、車椅子競技の教室では、いずれも車椅子ラグビーで2016年リオデジャネイロパラリンピック銅メダリストの庄子健さんと、パラリンピック3大会出場の三阪洋行さんにアスリート講師として御指導をいただき、合計約160名の児童が陸上や車椅子競技を体験しました。今回の養成講座の開催により、将来的に町民の皆様が健康で幸せな生活を送ることができるような社会の実現に寄与するものと期待しております。

次に、ローカルファースト財団デザインキャンプについてでございますが、2月16日金曜日、一般財団法人ローカルファースト財団様の主催で、高鍋町役場において開催されました「まちの魅力再発見」をテーマに、新たな高鍋町の可能性と地域活性化を考えることを目的に開催し、26名が参加しました。次世代を担う若手リーダーを集めて、ワークショップ形式にて開催され、今後の本町の地域活性化につながる取組であったと考えております。

次に、高鍋・木城オーガニック憲章発表会についてでございますが、2月23日の金曜日、高鍋・木城有機農業推進協議会の主催で、ルピナスパーク内の宮崎県農業科学館において開催されました。昨年度から策定を目指しておりましたオーガニック憲章の発表に合わせて、有機農業に関する取組事例の紹介や意見交換を行うことを目的に開催し、農家の皆様や県立農業大学の生徒など約70名が参加しました。グループディスカッション形

式にて開催され、今後の有機農業の推進や持続可能な地域の発展に寄与するものと期待しております。

次に、新春野球キャンプについてでございますが、2月2日金曜日から3月22日金曜日までの約2か月間にわたり順次キャンプインしていただいております。本年は、社会人チーム及び大学3チームのキャンプを誘致することができました。歓迎式では、地元の特産品等を贈呈するなどして選手監督等を激励し、高鍋のおもてなしの心を表し、チームの皆様大変喜んでいただくことができました。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

○議長（永友 良和） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 令和6年第1回高鍋町議会定例会において、施政方針を発表させていただきます。

2024年元旦に能登半島地震という自然災害が発生し、2日には航空機事故というヒューマン・エラーによる人災が発生しました。被災者、犠牲者の皆様に心からの哀悼の意を表しますとともに、本町におきましても、南海トラフ地震による津波がいつ起きてもおかしくない状況にあること、常に災害への備え、危機管理が必要であることを再認識した次第です。

時代は大きく変わりました。世界のどこかで戦争が当たり前に起こり、大規模な自然災害や異常気象が世界中で頻発し、AIの爆発的進化により全てがデジタル化されようとしています。今、私たちは激変する時代に生きています。

昨年日本は、新型コロナウイルス感染症による規制や制限が解除され、需要の回復、テクノロジーを活用した業務の効率化、リモートワークの導入、円安等により業績が回復した企業や、30年ぶりの高水準となる賃上げ、投資の拡大、株価の上昇はあるものの、实体经济においては、物価高、消費の低迷、人手不足、人口減少等、様々な産業で多くの課題が表面化したと捉えることができます。

世界では、パンデミックの収束により、国際貿易、投資等、企業・経済活動が活発化し、多くの国々の経済成長が始まり、GDPが伸長しました。好転する世界経済の中でも、生成AIとITテクノロジーは驚異のスピードで進化しており、ネット販売や電子決済等、デジタル化の流れは世界経済の一部を担い始めています。また、世界中の多くの国や企業が脱炭素、ESG投資、再生可能エネルギーや廃棄物削減など、持続可能な開発や地球温暖化対策を推進しました。

日本のGDPは、IMFの報告では、ドイツに抜かれ、3位から4位に下がる予想です。本年は、急伸するインドにも抜かれる可能性もあります。人口1人当たりのGDPは

32位と低く、G7の中で最下位であり、韓国や台湾とほぼ同水準です。しかも、2023年の世界幸福度ランキングは47位とまだまだ低迷し、多くの国民が幸福感を持っていない国のままです。

今後、日本が豊かで幸せな社会を実現するためには、新たな社会の構築や経済改革が急務であり、災害対策、デフレ脱却、賃金の引上げ、働き方改革、デジタル化の推進、教育や技術改革への投資、社会保障制度の強化、貧困対策、脱炭素社会の推進等、課題が山積しており、総合的な施策を推進する必要があります。

その日本の現状を受けての国の施政方針の大意は、次のような内容でした。

1、能登半島地震：災害対策。

能登半島地震の教訓から学ぶポイントとして、（1）防災意識の向上：地震の危険性、リスクに対する意識を高める。（2）建物の耐震化：建物の耐震化、地震補強を推奨し、地震に強い建物の整備を進める。（3）避難計画の策定：地域ごとの避難計画を策定し、住民に対して適切な避難手順を周知し、避難所の確保や避難経路を確保する。（4）情報の共有と伝達：災害時には、正確で迅速な情報の共有が重要であり、情報伝達のシステムや手段の整備、連絡網やインフラの強化も必要である。（5）地域の協力と連携：個人や地域だけでなく、自治体や関係機関、地元の住民、ボランティア団体など地域の異なるステークホルダーが連携し、災害時の対応を強化する体制の整備が必要である。

2、成果を実感する年に。コストカット経済から脱却し、社会課題の解決に官民連携で取り組み、賃上げと投資が牽引する新しい資本主義を実現し、日本を大きく動かす必要がある。30年ぶりの高水準となった賃上げ、設備投資、株価等、明るい兆しも出てきており、長い間、日本経済に染みついていたデフレ経済から完全に脱却し、新たな成長経済に移行する。

3、経済。

（1）物価高に負けない賃上げ。全就業者の14%を占める医療や福祉分野で働く方々、公共事業や公共サービス、中小企業やパート、非正規で働く方々、運送業従事者、建設業従事者の賃上げの後押しとともに、人への投資を進め、多様な働き方を促すためのセーフティネットの拡充、教育訓練やリ・スキリング（学び直し）支援の強化を図るための法整備を進める。

（2）稼ぐ力の強化。賃上げを生み出す企業の稼ぐ力の強化に大きく踏み込む。設備投資は過去最大規模の名目100兆円を実現する。国内投資促進パッケージでは、水素や半導体など未来志向戦略的投資の促進のため、投資減税や補助を講じる。地域経済を牽引する中堅・中小企業の省力化投資を後押しする。戦略的なインフラ整備も重点的に進め、北陸新幹線の延伸、リニア中央新幹線の整備、道路空間をフル活用した自動流通システム構想の早期実現により物流革命を進める。

（3）グリーン・トランスフォーメーション（GX）。脱炭素と経済成長の両立を図るGXを進めていく。世界初のGX経済移行債20兆円を活用し、産業、暮らし、エネル

ギーの各分野での投資を加速する。水素、CCS（二酸化炭素回収・貯留）、洋上風力導入拡大のための法案提出、カーボンプライシング制度の導入に向けての法定化、安全最優先で原子力発電の活用を推進し、アジア・ゼロエミッション共同体の組織を加速し、アジアの成長を我が国に取り込む。

（４）イノベーション・スタートアップ。科学技術は、産業構造転換の鍵であり、未来を切り開く礎である。科学技術創造立国を実現するため、長期的ビジョンを持った国家戦略を策定する。人工知能（AI）については、規制と利用促進を一体的に進める。宇宙分野についても、日本の小型実証機が初めて月面着陸したアルテミス計画において、米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸を目指し、民間と共同で進めるバイオ、量子、フュージョンエネルギーなどの技術について中長期的視点を持って取り組み、投資促進、規制改革を進める。また、通信事業での国際競争力強化、研究開発の促進に取り組む。

（５）資産運用立国。2,000兆円を超える日本の個人金融資産を国民所得の伸びと稼ぐ力に役立てる。家計の資金が投資に向かい、企業価値向上が家計の所得増につながり、さらに投資や消費が生まれる好循環を目指す。

（６）経済財政運営。歳出改革を継続しながら、賃上げの取組を通じて所得の増加を先行させ、デフレからの完全脱却を果たすことは、高齢化などによる国民負担率上昇の抑制につながり、財政健全化にも寄与する。経済あつての財政であり、経済を立て直し、財政健全化を着実に進める。

４、社会。日本経済の最大の戦略課題はデフレ完全脱却であり、日本社会の最大の戦略課題は人口減少問題である。

（１）包括的な社会の実現。こども・子育て政策の抜本的な強化を図る。児童手当の抜本的拡充、高等教育の負担軽減、保育所の配置改善、児童扶養手当の拡充などの政策が実施される。単に制度や施策を策定するのではなく、社会全体で子どもや子育て世代を応援する機運を高める。質の高い公教育の再生、教育の国際化、教職員の処遇見直しを通じた質の向上を図る。女性活躍の後押し、高齢者や御家族にとって切実である認知症に対応するための基本計画の策定や、独居高齢者を含めた高齢者の生活上の課題に取り組み、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての方が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される包括的な共生社会を実現する。

（２）デジタル行財政改革。人口減少に適応しつつ、国民のニーズの多様化、複雑化に対応するために、デジタル行財政改革が求められている。人手不足が深刻化する中、公務員の数を増やさずに行政サービスを持続できる環境をつくる。基金の見直しや予算事業の見える化を推進する。デジタルと規制改革を組み合わせ課題を解決していく方策を実行する。マイナンバーカードの利便性の向上を徹底的に進める。ライドシェアを利用した新たな運送サービスの推進や、全ての都道府県の一般道での自動運転の計画・運行を目指す。

５、地方創生。地方創生なくして、日本の発展はない。それぞれの地域において新しい取組が始まっている。観光や農業の発展を支援し、安心して暮らせる地域を守り抜いてい

かねばならない。

(1) 観光・農業。地方の成長を後押しするため、訪日客6,000万人、消費額15兆円を目指す。一部の地域・時期への偏在によるオーバーツーリズムを未然に防止し、全国津々浦々に観光の恩恵を行き渡らせるため、観光地・観光産業の高付加価値化と地方への誘客を強力に推進する。地方が支える農業は国の基である。我が国の農業が直面する食料や肥料の世界的な需給変動、環境問題、国内の急激な人口減少と担い手不足といった国内外の社会課題を正面から捉え、これらの克服を地域の成長へとつなげていく、農政を抜本的に見直す。農政の憲法、食料・農業・農村基本法の本格的な改正を行う。さらに、不測時の食料安全保障の強化、地域の総量確保の適正・有効利用、食料原材料の調達安定化、スマート農業の振興を体系的に推進する。あわせて、グリーン農業、環境型林業、養殖業への転換など、環境に配慮した持続可能な農林水産業及び食品産業への転換を促進し、農林水産業の輸出をより一層促進する。

(2) 安全・安心。平時から安全・安心を守り抜く。能登半島地震を含め、激甚化する自然災害を踏まえ、ハード・ソフト面から流域治水やインフラ老朽化対策をはじめとする防災・減災、国土強靱化の取組を進める。

6、外交・安全保障。国際社会は緊迫の度を一層高めている。ウクライナ侵略や中東情勢はもとより、米国大統領選をはじめ、今後の世界の行方を左右する重要な国政選挙もめじろ押しである。これまでの日米韓首脳会合の積み重ねなどを形にし、日本ならではのアプローチで、世界の安定と繁栄に向け、国際社会をリードする。

(1) 各国との関係深化。同盟国、同志国との連携が重要である。我が国外交の基軸である日米関係をさらに拡大・深化させ、日米同盟を一層深化して我が国の安全保障を万全なものとし、地域の平和と安定に貢献する。

(2) グローバル・サウスとの連携。法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を進め、グローバル・サウス（インド、インドネシア、トルコ、南アフリカなど南半球に多いアジア・アフリカの振興国や途上国）との連携も深め、世界を分断や対立から協調に向け導いていく。

(3) 防衛力の抜本的強化。我が国が戦後最も厳しい安全保障環境のただ中にあることを踏まえ、防衛力の抜本的強化を着実に具体化し、自衛隊員の生活・勤務環境、処遇の向上にも取り組む。

総合経済対策。

次に、政府の総合経済対策がありますが、その大意は、次のような内容です。

この30年間、日本経済はコストカット最優先の対応を続けてきた。人への投資や賃金、設備投資・研究開発投資などがコストカットの対象とされたことで、消費と投資が停滞し、コストカット経済とも呼べる悪循環に陥っていた。足元の前向きな動きが続けば、新たなステージへの変革が現実のものとなる。しかし、国民の消費や投資といった動きは力強さに欠けており、変革を加速する後押しを行わなければ、日本はデフレに後戻りしてしまう。

そのような考えの下、政府はデフレ完全脱却のための総合経済対策を決定しています。

経済対策の5本柱。

1、足元の急激な物価高から国民生活を守るための対策。賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な処置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税を行う。また、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者に対しては給付措置を実施する。高水準が続く燃料油価格、電気・ガス料金の激変緩和措置を講ずるとともに、生活者・事業者支援のための交付金を追加的に拡大する。エネルギー価格の上昇等への体制を強化するため、省エネ・再生可能エネルギーのさらなる推進・普及を図る。

2、地方・中堅中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長の実現。賃上げの流れを継続するため、賃上げ促進税制の検討、価格転嫁対策、省人化・省力化投資の支援等を行う。非正規雇用労働者の所得向上のため、年収の壁を乗り越えるための取組を実現するとともに、構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革を推進する。経済の回復基調を地方に波及させるため、インバウンドの拡大を含む観光立国の取組、農林水産業者や中小企業の輸出拡大の支援の取組を推進する。

3、成長力の強化・高度化に資する国内投資促進。国内投資の拡大を支援するため、人的資本の高度化や供給力の強化を図る。そのため、社会課題への対応を成長のエンジンへと転換し、経済社会の持続可能性を高める投資を拡大させるとともに、研究開発投資を通じてイノベーションを促進する。

4、人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進。人口減少・少子高齢化に伴い人手不足が恒常化する中、経済社会活動を維持・発展させていくため、デジタルの力を活用した社会改革を起動・促進していく。地方の生活を支える行政サービス、物流、教育、医療、介護等の分野において、デジタル技術の社会実装を支援するとともに、制度・規則改革を活用して、国民・企業の創意工夫や事業意欲を後押しする。また、少子対策や認知症施策、教育DXフロンティア戦略の推進をはじめとする公教育の再生など、包括社会の実現に取り組む。

5、国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保。相次ぐ災害に屈しない国土づくりを進めるため、引き続き、防災・減災、国土強靱化を機動的に進める。また、昨今厳しさを増す外交・安全保障環境の変化への対応を推進する。

世界の潮流、国内外の情勢、経済の変化、政府の指針を受け、時流を読み、歴史を顧みる。また、急激な人口減少、少子高齢化、縮小する経済社会に直面する現状をデフレ経済から脱却し、賃上げと投資と好循環が牽引する新しい資本主義への転換期にあると捉え、これまでのコストカット経済を見直し、経済的な豊かさとともに、個人が生き生きと自由に多様な幸せを追い求めることができる高鍋町の豊かな未来を構築するために、いま一度、ビジョン、理念、達成すべき目標を明確にしておかねばなりません。

高鍋町のゆるぎないビジョン、それは「豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生」です。

「豊か」とは、幸せを実感できることであり、「美しい」とは、自然環境の美しさであり、「歴史」とは、高鍋町の改革の歴史であり、「文教」とは、人が育ち、人材を輩出するということです。

改革の努力を積み重ねていく風土の中で、優れた人材が育ち、若者がチャレンジできて、働きがいのある雇用の場があり、高齢者が生き生きと健康に暮らせて、子育て・教育に最適な施設と福祉環境を備えた、誰もが住みたいと願う、豊かで美しい城下町の再生を目指すことが高鍋町の未来へ向けた揺るぎないビジョンなのです。

そのビジョンを達成するための理念、それは農畜産業が豊かになってこそ、商工業は潤い、町は元気になるという、町が発展していく上での基本的な考え方です。この理念の下、産業振興、教育・福祉・子育て・高齢者支援、防災・住環境整備の3つをまちづくりの柱として、10項目の達成すべき目標を明確にし、高鍋町の活性化に取り組んでまいります。

10項目の達成すべき目標。

(1) 農畜産品の高付加価値化。1、農畜産品のブランド化。2、農畜産品の6次産業化(フード・ビジネス・アドバイザーの導入)。3、農畜産品の販売促進(地元農産品と飲食店との連携)。

(2) 積極的な補助・支援。農業者への積極的な支援。農業用ハウス補助支援。農業機械導入支援。災害時の支援。災害に備えた収入保険への加入促進。老瀬地区圃場整備事業の推進。7、国営かんがい排水事業一ツ瀬地区更新事業の推進。8、家畜伝染病の防疫。

(3) 農業活性化支援。1、農泊の推進。2、有機農業の推進(高鍋・木城有機農業推進協議会の活動の促進、高鍋・木城両町による有機JAS認定機関、高鍋農業高校と県立農業大学校を活用する)(みどりの食料システム戦略の推進)。3、スマート農業の推進(スマート農業の実装実験への取組支援)。4、高鍋農業高校、県立農業大学校との連携。5、農業後継者、新規就農者への育成支援。6、地域おこし協力隊制度の積極的な活用。7、JAとの連携推進。

2、商工業支援。

(1) 商工業・地場産業支援。中小零細商工業、商店街の支援。地場産業の支援。地場産品開発、販売促進支援。4、ふるさと納税制度の推進(創意工夫により地場産品づくりの支援)

(2) 商店街・まちなかの活性化。まちづくり会社株式会社マチツクルとの連携強化。2、空き店舗対策の推進。3、町家・古民家再生への支援(官民連携事業の推進)。

(3) 商工業の活性化。1、スマート商工業の推進。デジタル・ラボ事業を活性化したデジタル化の推進を行います。来年度は、株式会社デジタル・ラボ高鍋を設立して、デジタル化の推進を促進します。2、コワーキングスペース事業の支援、推進。3、餃子フェスなど商工業イベント開催の支援。4、後継者の育成支援。5、地域おこし協力隊制度の積極的な活用。6、高鍋商工会議所との連携推進。

3、企業誘致・雇用促進。

(1) 起業家養成、新産業創出。積極的な企業誘致活動の推進。2、誘致企業との意見交換。3、企業の求める人材の育成（職能教育）。4、起業家の養成支援。

4、観光促進。

観光資源を生かし観光推進を行う。SNSを利用した観光情報発信。ホームページ、ユーチューブ、フェイスブック、ライン等、手直しすべきは手直ししながら活用していきます。2、飲食業の振興支援。3、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の整備、広報支援。4、高鍋駅舎周辺及び蚊口海浜公園の整備促進。駅舎、駅前ロータリー、海浜公園キャンプ場、民間遊休施設等を活用します。駅舎の再生、バリアフリー化、にぎわい創出、本年度から来年、バリアフリー化は数年遅れてになりますが、今年、来年で再生を行ってまいります。歴史を生かした景観づくり（高鍋城址公園、城堀、秋月墓地、持田古墳群など）。町民・古民家再生による街並み再生の推進（石井記念友愛社、株式会社マチツクル、高鍋町、官民連携による街並み再生）。今、六日町、中町のほうで進み始めました。これを全体的に進める第一歩として取り組んでまいっております。7、認定NPO法人高鍋町観光協会との連携。8、高鍋城灯籠まつりの支援。9、農泊の推進。農業・農産品を生かしながら、まちづくりに取り組んでいく事業、農泊を推進します。

2番目、観光資源の開発。1、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化推進協議会によるNHKへの陳情活動の推進（米沢市、朝倉市、串間市との連携）。2、高鍋大師花守山の整備推進。3、観光イベントの推進。4、観光ボランティアガイドの養成支援。

5、高齢者、子育て、福祉の充実。

高鍋町社会福祉協議会との連携推進。1、総合相談支援センター「架け橋」の充実支援。こゆ成年後見支援センターの充実支援。3、まちなかコラボ、子どもや高齢者の居場所づくりの推進。子ども食堂の支援。

(2) 福祉・医療の充実支援。スマートウェルネスシティ（健幸都市）づくりの推進。健幸アンバサダーの養成推進。3、キッズ健幸アンバサダー養成推進。4、高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進。5、65歳以上のインフルエンザ予防接種無償化の推進。6、带状疱疹ワクチン接種費用助成の推進。7、福祉ボランティア活動の推進。

(3) 子育て支援。教育・保育施設の環境整備の推進。2、安心して子育てできる切れ目のない支援体制の充実。3、放課後児童クラブの支援。4、子どもの貧困対策の推進。5、保育料無償化の推進。第2子からの保育料をまず来年度は実施します。段階的な完全無償化に向けて取り組みます。

4番目、高齢者支援。高齢者の生きがいづくり（生き生きとした暮らしの支援）。2、高齢者クラブの支援。3、シルバー人材センターの支援。4、高齢者の居場所づくりの支援。

(5) 障害者支援。たか鍋まごころサポーターの養成推進。2、障害者支援センターサークルの支援。障害者が生き生きと暮らせるための支援。

6、教育支援・文教の町再生。

(1) 教育の充実支援。特別支援教育の充実推進。2、教育のデジタル化の推進。3、学校施設環境改善（長寿命化）の推進。4、キャリア教育、ふるさと教育の推進。5、外国語専科、小学校体育サポート事業等による教育の充実。6、スクールソーシャルワーカーを核とした不登校児童生徒支援。7、学校給食無償化の推進。来年は、まず中学校を無償化します。段階的に進めてまいります。8、中学生海外短期留学派遣事業の実施。

(2) 「文教の町」再生支援。1、ふるさと教育「八朔の誓い」「明倫堂の教え」「新明倫の教え」の推進。2、児童学友団コンソーシアム協議会の支援。3、町内県立高校の支援。

7、社会教育の推進。

(1) 社会教育施設の整備充実。1、柿原誠一郎記念高鍋町立図書館リノベーションの推進。2、スポーツ施設の整備・改善。3、指定管理者の導入。4、施設のネーミングライツの推進。5、高鍋町歴史総合資料館の改革推進。歴史資料館を改革してまいります。

(2) 地域、スポーツ、文化活動支援。1、公民館活動の支援。2、スポーツ・文化活動の支援。3、美術館の充実。4、令和9年「日本のひなた宮崎国民スポーツ・障害スポーツ」の開催推進。

(3) 歴史を生かしたまちづくりの推進。1、嚶鳴フォーラムを高鍋町で開催します。全国の歴史を生かしたまちづくりを行っている12の自治体が高鍋町に集合して歴史シンポジウムを開催し、全国に発信してまいります。2番目、全国藩校サミットへの参加。3、高鍋の昔話の再生。4、高鍋神楽の無形民俗文化財国指定の推進。できれば来年度、指定を受けるように進めてまいります。伝統芸能の保存継承活動の支援。6、旧鈴木馬左也別邸の再生の推進。7、石井十次顕彰会の活動支援。8、古墳を守る会の活動支援。

8、防災・環境整備・美しいまちづくり。

(1) 防災支援。危機管理課の新設。新たに、県内町村では初の危機管理課を創設して対応してまいります。2番目、災害危機箇所の防災対策の推進。3、宮越樋管の排水機場完成に伴う周辺土地利用条例の整備。4、町内の河川水路のしゅんせつ推進。5、防災訓練の実施。6、消防団活動の支援。

(2) 住環境整備の推進。1、竹鳩橋架け替えの推進。防衛設備周辺整備事業（レスキュー道路）を利用します。レスキュー道路は70%の支援ですが、周辺の整備、防災レスキュー道路だけは85%まで補助を上げることができますので、そこまでの補助を用いての整備を行うこととなります。2、ゼロカーボンシティの推進。3、SDGsの推進（SDGs未来都市を目指す）（SDGsワーキンググループの活動推進）。4、デジタル化、スマートシティの推進（デジタル田園都市国家構想の推進）（デジタル・ラボ事業を活用したデジタル化の推進）。5、道路等未整備インフラの整備。6、空き家・空き地対策の推進。7、持続可能な公共交通体系の再構築。

(3) 美しい高鍋の景観づくり推進。1、景観条例等の充実及び施策の展開。2、街路樹、美しい街並み、景観美化の推進。公園の美化整備。4、コンパクトで美しく機能性に

優れたまちづくりの推進。5、町木「タカナベカイドウ」の植樹育成支援。6、さくら通り並木の改善。

9、人口増・移住・定住促進。

(1) 移住・定住の推進。1、「定住のススメ」の作成。2、高鍋町魅力情報発信の推進。3、空き家バンクの利活用推進。4、地域おこし協力隊制度の活用と人材確保の推進。5、移住定住支援策の拡充。

10、役場の活性化の推進。

(1) 町民の声を町政に生かすための取組。ホームページ、広報たかなべ等、情報発信の充実。町民の意見を聴く機会の充実。3、業務のデジタル化（スマート行政）の推進。

(2) 職員教育の推進。1、綱紀粛正の徹底。2、人材育成、職員研修の推進。3、年度方針、各課の年度目標の設定と共有化の推進。4、プロジェクトチーム（職員自主研究グループ）活動の推進（課を超えた連携のチームで自ら立案したテーマに取り組む）。5、笑顔、挨拶、掃除で職場の文化づくりの推進。町長表彰制度の推進。

以上、短期、中期、長期での達成すべき目標を明確にし、危機管理課の新設、デジタル・ラボ事業の推進、農泊の推進等、新たな取組とともに、SDGs 未来都市・デジタル田園都市国家構想、まちづくり会社株式会社マチツクルの機能の充実と官民連携の強化を推進し、やるべきことを迅速に、的確・確実に推し進め、兵知る者は動いて迷わず、挙げて窮せず、孫子の兵法に倣い、事を成すに当たり、明確な理念、熟慮した考えと計算に基づいた計画を立て、一たび行動を起こせば迷うことなく、一たび事を挙げればとどまることなく、積極的な事業の推進を目指し、町民の皆様の御意見をお聞きし、時代の変化に的確に対応しながら、やるべきことを確実に実行し、積年の大事を成し遂げ、歴史と文教の城下町の再生に取り組んでまいります。

本年もなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政への所信といたします。ありがとうございました。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前10時56分休憩

.....

午前10時56分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 1か所、住環境整備の促進のところで、デジタル化、スマート化の推進のデジタル・ラボ事業の活用をしたデジタル化の推進の中で、一つ御指摘を受けました。デジタル・ラボ事業を、株式会社デジタル・ラボ高鍋を高鍋町に設立するというところで、これは民間出資で設立する会社でございますので、高鍋町が出資しているわけではないと、それを勘違いされるといけないということで、もう一度改めさせていただきます。株式会社デジタル・ラボ高鍋は、民間の出資により高鍋町内にデジタル化に取り組む会社を

設立するということでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

.....

日程第4. 会期の決定

○議長（永友 良和） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月19日までの16日間としたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

.....

日程第5. 同意第1号

○議長（永友 良和） 日程第5、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第1号教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現委員の黒木知文氏から、令和6年3月31日をもって同委員を辞職したい旨の願ひが提出され、これに同意することといたしました。

つきましては、新たに野崎憲次氏を同委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

以上、本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、略歴を御説明いたします。

氏名、野崎憲次、生年月日、昭和32年11月5日66歳、現住所、高鍋町大字上江2018番地8、最終学歴、平成7年3月兵庫教育大学大学院生徒指導修了、職歴等、昭和55年4月高千穂町立押方小学校教諭、昭和61年4月北浦町立北浦小学校教諭、平成元年4月川南町立東小学校教諭、平成8年4月宮崎県女性青少年課主査、平成11年4月木城町教育委員会社会教育主事、平成15年4月小林市立西小林小学校教頭、平成17年4月宮崎市教育委員会主任指導主事、平成20年4月川南町立東小学校校長、平成23年4月木城町立木城小学校校長、平成25年4月宮崎市立広瀬小学校校長、平成28年4月高鍋町立高鍋東小学校校長、平成30年3月退職、平成30年4月高鍋町教育委員会社会

教育課社会教育指導員、平成31年4月高鍋町立高鍋西小学校非常勤講師、令和2年4月高鍋町立高鍋東小学校会計年度任用職員、令和4年3月同上退職、令和4年9月高鍋町立高鍋西小学校常勤講師、令和5年7月同上退職、令和5年9月高鍋町立高鍋西小学校会計年度任用職員で現在に至っております。

なお、現在の会計年度任用職員の職につきましては、令和6年3月31日で退職することとなっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第6. 同意第2号

○議長（永友 良和） 日程第6、同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現委員の日高省吾氏が令和6年3月31日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を同委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づく西都児湯固定資産評価審査委員会共同設置規約第4条の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

以上、本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 本件は再任でありますので、略歴の説明を省略いたします。

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意2号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立

願います。

[賛成者起立]

- 議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、同意することに決定いたしました。

日程第7. 同意第3号

- 議長（永友 良和） 日程第7、同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 町長。同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現委員の池澤耕助氏が令和6年3月31日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに福嶋良一氏を同委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づく西都児湯固定資産評価審査委員会共同設置規約第4条の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

以上、本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、略歴を御説明いたします。

氏名、福嶋良一、生年月日、昭和24年6月12日74歳、現住所、西都市大字南方2260番地1、最終学歴、昭和54年3月日向学院短期大学商業科第二部卒業、職歴等、昭和43年4月農業、昭和49年3月福嶋良一土地家屋調査士事務所で現在に至っております。

以上でございます。

- 議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第3号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、同意することに決定いたしました。

日程第8. 同意第4号

- 議長（永友 良和） 日程第8、同意第4号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第4号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現委員の日野祥二氏が令和6年3月31日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに川野和成氏を同委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づく、西都児湯固定資産評価審査委員会共同設置規約第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、略歴を御説明いたします。

氏名、川野和成、生年月日、昭和37年10月5日61歳、現住所、高鍋町大字持田819番地、最終学歴、昭和60年3月岡山大学工学部土木工学科卒業、職歴等、昭和61年4月高鍋町役場、平成26年4月同上税務課長、平成27年4月同上産業振興課長、平成28年4月同上税務課長、平成29年4月同上議会事務局長、令和2年4月同上健康保険課長、令和4年3月同上退職、令和4年4月農業で現在に至っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第4号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第4号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、同意することに決定いたしました。

日程第9. 諮問第1号

○議長（永友 良和） 日程第9、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。諮問第1号人権擁護委員の推薦について提案理由を申し上げます。

現委員の森塚幸子氏が令和6年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに下園順子氏を同委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、

議会の意見を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 「御同意」ではなくて、「御意見」を賜りますよということでした。「同意」と言ったそうでございますので、「御意見」でございます。すみません。ちょっとページをめくっていなかったもので、失礼申し上げました。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、略歴を御説明いたします。

氏名、下園順子、生年月日、昭和29年12月15日69歳、現住所、高鍋町大字上江163番地9、最終学歴、昭和51年3月愛知県一宮女子短期大学保育科卒業、職歴等、昭和48年4月愛知県艶金製絨株式会社、昭和53年3月同上退職、昭和53年4月木曾川町立保育園保育士、昭和62年3月同上退職、昭和62年7月学習塾経営、平成6年3月同上閉鎖、平成元年6月石井記念友愛社保育士、平成26年3月同上退職、令和2年6月放課後等デイサービスひなたかれっじ都農、令和5年8月同上退職で現在に至っております。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。人権擁護委員というのは、具体的にどのような仕事を与えられているのか。それと、どれぐらいの関わりを住民と持つことができるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。まず、人権擁護委員のお仕事の内容ということの御質疑でございます。

人権擁護委員法に基づきまして人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方ということになります。人権擁護委員につきましては無報酬でございますが、現在、約1万4,000人程度の方が法務大臣から委嘱をされて、全国の市町村に配属をされております。

具体的な活動内容としましては、特設人権相談所の開設、これが年に4回から5回あります。それから、宮崎地方法務局での相談、これは当番制で、こちらも年に四、五回行われているようでございます。それから、専門部会の活動、委員の全員が、男女共同、子ど

も、高齢者、障害者の4つのいずれかの部会に入りまして活動をしております。こちらも年に4回から5回。それから、総会・研修会が、任意の参加も含みますけれども、年間で10回から15回程度行われております。

本町での活動としましては、街頭啓発、これが6月から12月。人権映画祭、ここ数年はコロナの関係で開催しておりませんが、人権映画祭等の開催等を行っております。

それから、町民との関わりということですが、人権相談等を受ける中で、町民の方の御相談に乗っていただいております。

法務局に確認をしたんですけれども、高鍋町の具体的な活動、相談内容については教えられないということで、宮崎県全体といたしましては、労働関係であったりとか、プライバシー関係、学校関係の相談が多いということでした。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから諮問第1号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につきましては、適任とすることに決定いたしました。

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

○議長（永友 良和） 日程第10、議案第5号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）から日程第14、議案第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第4号）まで、以上5件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第5号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）から、議案第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第4号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第6号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ7億6,312万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億1,510万円とするものでございます。

補正の主な内容としたしましては、令和5年度の事業費確定等に伴い、予算の調製を行うもの、令和4年度の国・県補助事業の確定に伴い、補助金の追加交付及び返還を行うものがございます。

あわせて、高鍋駅舎大規模改修に伴う支所移転費用補償金ほか13件の繰越明許費を追加し、旧教育委員会建物解体事業ほか11件の地方債を変更しようとするものがございます。

次に、議案第6号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ7,096万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,234万円とするものがございます。

補正の主なものとしたしましては、歳出では、実績見込みに伴う保険給付費、保険事業費の減額及び基金への積立額確定による基金積立金の増額、歳入では、県支出金繰越金、諸収入の増額及び繰入金の減額でございます。

次に、議案第7号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ787万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,146万5,000円とするものがございます。

補正の内容としたしましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び保険事業費の増額、歳入では、保険料繰入金及び諸収入の増額でございます。

次に、議案第8号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,918万円とするものがございます。

補正の内容としたしましては、歳出では、保険給付費、保健福祉事業費の予算調製及び基金積立金の増額で、歳入では、財産収入の増額でございます。

次に、議案第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、令和6年度の施設維持管理等の委託に伴う債務負担行為を設定するものがございます。

以上、5件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 訂正でございます。

最初の議案、「第5号」を「第6号」と言ったそうでございます。よろしく申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第5号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定または確定見込みに伴う歳入歳出の調製並びに財源更正を行うものが主となっております。

それでは、その他の補正の内容について、主なものを歳出から御説明申し上げます。

議案38、39ページでございます。

款総務費、項戸籍住民基本台帳費でございます。振り仮名の記載等に係る戸籍附票システムの改修費を計上しております。こちらは、国100%補助事業でございます。

続きまして、予算書44、45ページから46、47ページ、款民生費、項児童福祉費でございます。

まず、目児童措置費の委託料及び扶助費におきまして、人事院勧告により公定価格の改正がございましたので、私立保育園委託料及び幼稚園・認定こども園給付費を増額するものでございます。

ページは、46、47ページ、目母子福祉費でございますが、子ども医療費助成を決算見込額に合わせて増額するものでございます。

続きまして、48、49ページ、款衛生費、項保健衛生費でございます。

新型コロナワクチン接種予診票の電子化業務を委託することによる増額でございます。

続きまして、56、57ページ、款農林水産業費、項林業費でございます。

林業総務費の鳥獣行政事務費の負担金補助及び交付金、野生鳥獣被害防止捕獲支援補助金につきましては、野生鳥獣による農作物の被害防止のために捕獲することに対する補助金でございますが、イノシシ、鹿、タヌキ、アナグマなど、今年度は約300頭の捕獲が見込まれるため、捕獲支援補助金を増額するものでございます。

林業総務費におきまして、森林環境譲与税基金積立金を計上しておりますが、これは森林環境譲与税を活用した事業の事業費確定見込額により、基金積立金を増額するものでございます。

ページは、同じく56、57ページ、商工費でございます。

ふるさと納税に係る経費につきまして、決算見込額に合わせて減額するものでございます。今年度のふるさと納税額は9億3,000万円を見込んでおりまして、令和4年度よりも1億8,000万円増える見込みでございますが、予算は15億円を組んでおりましたので、減額するものでございます。

予算書は60、61ページ、款土木費、項河川費でございます。

水門委託操作につきましては、国からの委託を受けた小丸川、宮田川に設置しております水門の操作を高鍋地区建設業協会高鍋支部に再委託しておりますが、出水時の人件費等を増額するものでございます。

歳出の最後になりますが、予算書70、71ページでございます。

教育費、社会教育費、消耗品費を20万円増額しておりますが、これは正幸会様からの

御寄附により、古文書修復に要する消耗品を購入するものでございます。

続きましては、歳入でございます。

予算書14、15ページ、普通交付税でございますが、1億4,584万4,000円の増額でございます。

続きまして、予算書24、25ページ、教育寄附金といたしまして、甲斐義生様、先ほど御説明いたしました正幸会様、匿名の方の計3名の方から合計220万円を頂いております。

なお、甲斐義生様、匿名の方から頂きました御寄附につきましては、今年度は基金に積み、来年度、寄附者の御意向に沿って活用させていただくこととしております。

最後に、先ほど歳出で御説明いたしましたふるさと納税につきまして、5億7,000万円を減額するものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。健康保険課関係部分について詳細説明を申し上げます。

まず、議案第6号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の10、11ページを御覧ください。

総務費総務管理費、一般管理費につきましては、国保情報集約システムの機器更改に伴い、設定手数料が必要となったことから増額するものでございます。

次に、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養費につきましては、これまでの実績より不足が見込まれますことから増額するものでございます。

次に、出産育児諸費、出産育児一時金につきましては、本年度実績見込みから減額するものでございます。

次に、葬祭諸費、葬祭費につきましては、支給実績より不足が見込まれますことから増額するものでございます。

予算書12、13ページを御覧ください。

傷病手当金、傷病手当金につきましては、実績見込みから減額するものでございます。

次に、国民健康保険事業費納付金医療給付費分、一般被保険者医療給付費分及び保健事業費、保険事業費保健衛生普及費につきましては、財源更正でございます。

次に、疾病予防費につきましては、各種健診の受診者が見込みより少なかったことから減額するものでございます。

次に、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費につきましては、額の確定による職員手当の減額。

ページをめくっていただきまして、14、15ページ、町で予定いたしておりました未

受診者対策を県が行ったことによる郵便料の減額、健診受診者が見込みより少なかったことにより、委託料を減額するものでございます。

次に、基金積立金、基金積立金につきましては、最終的な基金への積立額が確定したことから増額するものでございます。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金、保険給付費等交付金、償還金につきましては、第三者行為求償により、普通交付金算定の基礎となります保険給付費が減額したことに伴いまして、県への返還金が生じたため、増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6、7ページをお開きいただきよろしいでしょうか。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金につきましては、歳出の一般被保険者療養費の増額分でございます。

次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金相当額の確定や歳出予算の増減に対応した増減、その他事業実績見込みに伴うものでございます。

8、9ページを御覧ください。

繰越金、繰越金、その他繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金でございます。

次に、諸収入、雑入、特定健康診査等負担金につきましては、令和4年度の精算による追加交付分でございます。

続きまして、議案第7号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険基盤安定負担金、共通経費負担金、療養給付費負担金につきまして、後期高齢者医療広域連合の運営に係る負担金が確定したため、減額または増額するものでございます。

保険料負担金につきましては、当初見込んでおりました保険料よりも歳入が多いことから増額するものでございます。

次に、保険事業費、健康保持増進事業費、健康診査費につきましては、健康診査委託の実績見込みに伴い、不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6、7ページを御覧ください。

保険料、後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料につきましては、被保険者増などにより増額するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金は、いずれも歳出額に合わせて、一般会計からの繰入金を減額または増額するものでございます。

諸収入、受託事業収入、後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、健診受診者数が増えたことによる歳出増に合わせての増額でございます。

続きまして、議案第8号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページを御覧ください。

保険給付費、介護サービス等諸費、施設介護サービス給付費負担金は支給実績に伴う減額、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費は、支給実績より不足が見込まれますことから増額するものでございます。

保健福祉事業費、一般介護予防事業費、扶助費は、支給実績より不足が見込まれますことから増額するものでございます。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金は、準備基金の利子を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6、7ページを御覧ください。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金積立利子の確定に伴い、増額するものでございます。

以上で、健康保険課関係部分の説明を終わります。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。議案第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、詳細を説明させていただきます。

予算書の2ページをお開きください。

3件の委託業務に係る債務負担行為の設定でございます。

公共下水道の終末処理場であります、高鍋浄化センターの運転管理業務委託、処理過程で発生する汚泥の処分委託及び汚泥の運搬委託に係る債務負担行為の期間及び限度額の設定でございます。

汚泥の運搬処分につきましては、1トン当たりの運搬処分単価を1万4,600円以内といたしまして、それに令和6年度、1年間の実処理料を乗じた額を限度額としております。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

日程第15. 議案第10号

日程第16. 議案第11号

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第 19. 議案第 14 号
日程第 20. 議案第 15 号
日程第 21. 議案第 16 号
日程第 22. 議案第 17 号
日程第 23. 議案第 18 号
日程第 24. 議案第 19 号
日程第 25. 議案第 20 号
日程第 26. 議案第 21 号
日程第 27. 議案第 22 号
日程第 28. 議案第 23 号
日程第 29. 議案第 24 号
日程第 30. 議案第 25 号
日程第 31. 議案第 26 号
日程第 32. 議案第 27 号
日程第 33. 議案第 28 号
日程第 34. 議案第 29 号
日程第 35. 議案第 30 号
日程第 36. 議案第 31 号
日程第 37. 議案第 32 号

○議長（永友 良和） 日程第 15、議案第 10 号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止についてから、日程第 37、議案第 32 号令和 6 年度高鍋町下水道事業会計予算まで、以上 23 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第 10 号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止についてから、議案第 32 号令和 6 年度高鍋町下水道事業会計予算までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 10 号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止についてでございますが、国営造成施設管理体制整備促進事業が令和 4 年度をもって終了したことに伴いまして、国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約を廃止することについて、新富町と協議するため、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定において、準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 11 号高鍋町課設置条例の一部改正についてでございますが、本町の防災、消防、防犯等の機能を強化し、町民の皆様の安心安全のさらなる確保を目指す観点から、令和 6 年 4 月 1 日から新たに危機管理課を設置することとするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、令和5年の人事院勧告に基づく常勤職員の給料改定に準じて、本町の会計年度任用職員の給料を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正についてでございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、第9期高鍋町介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改定を行うものでございます。

次に、議案第14号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第17号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまででございますが、いずれも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第19号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の条ずれが生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号高鍋町水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、所管する省庁が厚生労働省から国土交通省等へ移管されることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部改正する法律の施行により、同法の条番号のずれが生じることから、本町の条例で当該条番号を引用している規定について、改正後の法律の条番号を引用するために、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第22号高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてでございますが、本町の各種行政手続のオンライン化等に関し、必要な事項を定め、推進することにより、行政運営の簡素化及び効率化を図るとともに、町民生活の向上に寄与することを目的に、条例を定めるものでございます。

次に、議案第23号高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございますが、犯罪被害者等基本法に基づき、町における犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与す

ることを目的に、条例を定めるものでございます。

次に、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、国は令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針において、「経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」との方針を打ち出しています。

高鍋町の令和6年度の財政状況につきましては、歳出面では、高齢化の進展により、扶助費はさらに増加する見込みであり、給与引上げに伴う人件費、老朽化した公共施設の修繕及び更新に要する費用なども増加することが見込まれます。

一方、歳入面においては、景気回復の兆しが見られるものの、町税、地方交付税など歳入の大幅な増加を見込むことはできません。

そのような状況の中、本町におきましても、国と同様に、真に必要な事業を見極め、施策の優先順位を洗い直し、優先して実施すべき事業に予算を集中するとともに、創意工夫により無駄を徹底的に排除し、予算を要求するよう編成方針を定め、編成作業を進めてまいりました。

施政方針の中でも申し上げましたが、本町の揺るぎないビジョン「豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生」を達成するため、「農畜産業が豊かになってこそ、商工業は潤い、町は元気になる」という理念の下、新たな施策として、新規就農者の支援の拡充及び農作業の効率化のための農業機械導入支援の創設、中学生の学校給食無償化、2人目以降の保育料無償化、危機管理課の新設などに取り組み、「産業振興」「教育・福祉・子育て・高齢者支援」「防災・住環境整備」の3つをまちづくりの柱として、10項目の達成すべき目標を明確にし、本町の未来を構築するための予算を編成したところでございます。

令和6年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ111億4,200万円、令和5年度当初予算と比較すると、4.7%の増となったところでございます。

それでは、概要につきまして、歳入から御説明申し上げます。

町税についてでございますが、固定資産税は前年度当初予算より増額して計上しております。

地方譲与税から地方交付税までにつきましては、令和5年度決算見込み及び総務省が取りまとめました令和6年度地方財政対策を基に算定しております。

国・県支出金につきましては、計画しております事業に活用できる、国、県の制度に基づき、算定しております。

寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附を15億円計上しております。

繰入金及び町債につきましては、計画しております事業の内容により、有効活用できる地方債の種類、償還額に対する交付税措置の有無、起債残高の見通し、財政の健全性等をそれぞれの事業ごとに総合的に判断し、公共施設等整備基金、ふるさとづくり基金等から

の繰入れ及び地方債の活用を選択し、計上したところでございます。

続きまして、歳出につきまして、特徴的なものを御説明申し上げます。

総務費におきまして、高鍋駅舎大規模改修事業に要する経費及び住民票・戸籍証明書のコンビニ交付を導入するために要する経費、町民費・町政費におきまして、就学前教育・保育施設整備補助金に要する経費及び2人目以降の保育料無償化に要する経費、農林水産業費におきまして、新規就農者支援事業補助金の拡充に要する経費及び持続的農業生産基盤支援事業補助金の創設に要する経費、土木費におきまして、防衛施設周辺道路改修等事業、町道茂広毛平付・高岡線道路改良工事に要する経費、消防費におきまして、水槽付消防ポンプ自動車購入に要する経費、教育費におきまして、中学生の学校給食無償化に要する経費などを計上しております。

以上が令和6年度予算の概要でございますが、今後も予算の重点化、効率化を図りながら、行財政運営に努めてまいり所存でございます。

次に、議案第25号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ23億2,194万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると10.7%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金でございます。

歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金及び保険事業費でございます。

次に、議案第26号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ6億2,931万4,000円となり、前年度当初予算と比較すると11.9%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料、繰入金及び諸収入でございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び保険事業費でございます。

次に、議案第27号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,040万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると0.3%の減でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では、新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金でございます。歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第28号令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ19億3,256億4,000円となり、前年度当初予算と比較すると2.4%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金でございます。歳出では、保険給付費及び地域支援事業費でございます。

次に、議案第29号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ2,404万8,000円となり、前年度当初

予算と比較すると24.6%の増となっております。

予算の主なものとしたしましては、歳入では、使用料、基金繰入金でございます。歳出では、メーター検針等を行う会計年度任用職員報酬や職員手当、メーター更新に伴う備品購入費や修繕費、一ツ瀬川地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第30号令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ19万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると16.2%の減でございます。

予算の内容は、同委員会の審査をはじめとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものとしたしましては、歳入では、構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び繰越金でございます。歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第31号令和6年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数9,213戸、年間総配水量228万8,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。

その結果、収益的支出は、収入総額5億4,588万6,000円、総支出総額5億2,361万8,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは、動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費等でございます。

また、資本的収支は、収入総額1億3,000円、収支総額3億5,367万7,000円でございます。

収入の主なものは企業債で、支出の主なものは企業債償還金、配水管布設替えに伴う工事請負費、事業内容の変更に係る水道事業費、変更認可申請に伴う委託料等でございます。

収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものがございます。

次に、議案第32号令和6年度高鍋町下水道事業会計予算についてでございますが、業務の予定量としましては、下水道接続戸数3,520戸、年間総処理水量75万6,600立方メートルを予定しての予算編成でございます。

その結果、収益的収支は収入総額3億3,949万6,000円、支出総額3億3,400万5,000円でございます。

収入の主なものは、下水道使用料、他会計補助金及び長期前受金戻入れで、支出の主なものは、減価消耗費、委託料及び企業債利息等でございます。

また、資本的収支は、収入総額1億406万8,000円、支出総額1億9,337万4,000円でございます。

収入の主なものは、他会計負担金及び企業債で、支出の主なものは、企業債償還金及び処理場建設改良費でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものがございます。

以上、23件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午後0時07分休憩

.....

午後0時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） ちょっとお昼前で早く終わろうとしたら、ちょっと訂正がございました。御指摘を幾つか受けました。

38ページで、総務費というところの税証明を「税証明」と言わず、「証明」と言ったんですか。

○議長（永友 良和） 町長、議案第24号でいいですか。一般会計予算。

○町長（黒木 敏之君） 議案第24号でしたね。「税証明」というものの「税」を言わなかったということでございます。

それから、次の「民生費」を「町民費」と言ったということでございます。青天のへきれきでございます。

続きまして、議案第28号、「19億3,256万4,000円」を「19億3,256億」と言ったということでございますが、ちょっとびっくりする次第でございます。失礼を申し上げます。

議案第31号、「収益的収支」を「収益的支出」と言ったということでございます。ちょっと発音の問題かなと思います。

それから、これは同じ議案ですかね。同じ議案です。「支出総額」を「収支総額」と言ったということだそうです。

それから、議案第32号の「75万4,600立方メートル」を「75万6,600立方メートル」と言ったということでございますので、御訂正をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12時がちょっと過ぎてしまいました。大変申し訳ございません。

.....

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、この後、1時15分から議員協議会を開催いたしますので、議員の皆様は第3会議室にお集まりをお願いいたします。お疲れさまでした。

午後0時13分散会

.....